

令和7年度
諏訪市一般廃棄物処理実施計画

諏訪市 市民環境部 環境課

I ごみ処理実施計画

1 計画の位置付け

本計画は、諏訪市、岡谷市、下諏訪町の2市1町が策定した「ごみ処理基本計画」の実施のために必要な令和7年度の事業について定める実施計画である。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 計画区域

諏訪市の全域

4 発生量及び処理量の見込み

区 分	分 別 の 種 類	見込み (t)
燃やすごみ	台所ごみ、ゴム類、革類などで、資源物として再生又は再利用ができない可燃性のごみ	11,531.0
資 源 物	紙類	770.7
	プラスチック類	402.0
	缶類	90.3
	ビン類	298.5
	金属類	243.8
	ガラス屑・陶磁器屑	193.4
	古着	18.1
	蛍光管・電球	6.7
	乾電池	20.3
	生ごみ	69.0
	剪定木・剪定枝、（割りばし）	366.6
	草類	1,061.3
	廃食油	1.1
	インクカートリッジ	0.1

5 重点項目

（１）ごみ減量化・資源化の推進

①推進体制

ア) 諏訪市衛生自治連合会との協働

②重点施策・啓発事業

ア) 分別促進活動

- a 古紙のイベント回収を実施
- b 地区による独自の取組に対する支援
- c 市の職員を中心としたごみステーションでの分別指導及び啓発

- d 地区の要望に応じた「よりあい塾」の開催
- e 燃やすごみ袋への地区名記入の要請・指導
- f ルール違反ごみ排出者に対する指導
- g 「ごみの出し方ガイドブック」冊子配布による分別促進
- h ごみ分別推進アプリ「さんあ〜る」を活用した分別促進
- i その他プラスチック（軟質プラ）の資源化促進の周知・啓発
- イ) ごみ減量・資源化情報誌“環境ニュースすわ”の発行
- ウ) ごみ減量・資源化リサイクルキャンペーンの実施
 - a ごみの減量化及び資源化の推進に係る事業の実施
 - b 環境教育の実施及び諏訪湖周クリーンセンターや剪定木等リサイクル施設見学会の実施
 - c エコフェスタの実施
- エ) サントリーホールディングス株式会社との協定に基づくペットボトルの水平リサイクルの推進
- オ) 生ごみの資源化事業
 - a 生ごみ堆肥化容器等設置補助事業（限度額5万円）
 - b 大型生ごみ処理機による生ごみ拠点回収・堆肥化
 - c 公共施設の生ごみ堆肥化（公立保育園、公立小中学校）
- カ) 剪定木分別収集によるチップ化事業
- キ) 草類分別収集による堆肥化事業
- ク) 廃食用油資源化事業
 - a リターナブルボトルを使用した廃食油回収の促進
- ケ) 落ち葉ステーション設置、回収・頒布
- コ) 家庭系燃やすごみ有料化関連事業
 - a ごみステーション整備補助事業
 - b 高齢者等ごみ出し支援事業
 - c 燃やすごみ指定袋支給事業
- サ) 事業系ごみ減量化対策
 - a 事業系生ごみ減量化の検討
 - b 事業系プラスチック廃棄物減量化の検討
 - c 多量排出事業者届出制度を活用した指導
 - d 事業所の要望に応じた「よりあい塾」の開催
 - e 「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」の推進
- シ) 古紙リサイクル事業
 - a 機密文書等の回収・溶解処理
 - b 事業系紙類の引き取り・資源化
 - c 資源物常設ステーションでの古紙24時間回収の実施
- ス) 長野県と連携したレジ袋の排出抑制
- ③ごみ処理体制の見直し
 - ア) ごみ収集及び処理の効率化
 - a 大型可燃物及び資源物常設ステーションの設置による市民の利便性の向上
 - b 古着の専用回収袋による収集及び処理の効率化
 - イ) 収集品目等の見直し検討
 - ウ) 収集頻度、収集体制の見直し検討
- ④その他緊急時への対応
 - ア) 災害時におけるごみ処理体制の確保
 - ・災害廃棄物対策指針、諏訪市地域防災計画及び諏訪市災害廃棄物処理計画に基づき対応
 - イ) 新型インフルエンザ対策
 - ・廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドラインに基づき対応
 - ウ) 新型コロナウイルス対策
 - ・廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき対応

6 収集・運搬計画

(1) 家庭系ごみ

① 定期収集ごみ

燃やすごみ及び資源物（紙類、プラスチック類、缶類、ビン類、金属類、ガラス屑・陶磁器屑、古着、蛍光管・電球、乾電池）に分別排出されたものを収集する。剪定木・剪定枝及び草類については資源物として別収集する。

収集は、各地区で設置し維持管理するごみステーションのうち、市がその設置を許可したものにつき、市が委託した業者が下記の収集回数により実施する。ごみ排出に際しては、ごみステーション取り扱い要領及び各地区の取り決めに従うものとする。なお、排出時間は各地区で独自の取り決めができるものとするが、午前8時30分を最終とする。

区 分	分 別 の 種 類		排出方法	収集方法	収集回数
	品 目				
燃やすごみ	台所ごみ、ゴム類、革類などで、資源物として再生又は再利用ができない可燃性のごみ		市が指定する袋を使用する。	市が許可した地区ごみステーションから収集運搬※1	週 2 回 (遠隔地は週 1 回)
資 源 物	紙類（雨・雪の日は出せない）			市が許可した地区ごみステーションから収集運搬※1	月 2 回 (遠隔地は月 1 回)
	新聞 雑誌・書籍 ダンボール		種類毎に分別の上、結束して排出する。		
	紙パック		収集日前日に配布するコンテナへ排出する。		
	その他の紙		市販の紙袋に入れて排出する。散乱しない大きさのものは結束して排出する。		
	プラスチック類				
	ペットボトル		収集日前日に配布する網カゴへ排出する。		
	発泡スチロール・ 発泡スチロール製 トレー		収集日前日に配布する網カゴへ排出する。		
	その他のプラスチック		収集日前日に配布する網カゴへ排出する。		

資 源 物	缶類		市が許可した地区ゴミステーションから収集運搬※1	月 2 回 (遠隔地は月 1 回)
	飲料缶・食料缶・スプレー缶等	収集日前日に配布するコンテナへ排出する。		
	ビン類			
	無色のビン	収集日前日に配布するコンテナへ排出する。		
	茶色のビン	収集日前日に配布するコンテナへ排出する。		
	その他の色のビン	収集日前日に配布するコンテナへ排出する。		
	金属類			
	電気製品・機械製品等	収集日前日に配布するコンテナへ排出する。		
	ガラス屑・陶磁器屑			
	陶磁器・ガラス類 再生利用できないビン	収集日前日に配布するコンテナへ排出する。		
	古着（雨・雪の日は出せない）			
	わた類以外の古着、シート	収集日前日に配布する専用袋へ排出する。		
	蛍光管・電球			
	蛍光管・電球	購入時のカバーなどに入れ、収集日前日に配布するコンテナへ排出する。		
乾電池				
乾電池	収集日前日に配布するコンテナへ排出する。			
剪定木・剪定枝				
剪定木・剪定枝	60cm位の長さに切ったものを結束して排出する。			
草類				
草類	他の燃やすごみと区別し、市販の透明または半透明袋を使用する。			

※1 市が委託する一般廃棄物収集運搬業者は、別表を参照

②拠点回収資源物

- ア) 体温計等の水銀含有物は、市役所環境課窓口において回収する。
- イ) 廃食用油は、市役所環境課窓口及び湖南公民館において回収する。
- ウ) 割りばしは、市役所職員通用口に専用回収箱を設置して回収する。
- エ) インクカートリッジは、市役所職員通用口、市図書館、林金属工業㈱、㈱南信美装及び㈱信州タケエイに専用回収箱を設置して回収する。
- オ) 生ごみは、さざ波の家に設置する大型生ごみ処理機に直接持ち込むことができる。
ただし、事前に申し込みの上、生ごみ処理機利用カードの発行を受けたものに限る。

③大型ごみ及び一時多量排出ごみ

大型の可燃物・不燃物、また引越しや大掃除などにより一時的に多量排出するごみについては、次により排出者が直接持ち込むか、排出者自らが市が許可する一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。

区 分	種 類 ・ 品 目	持 込 先
燃やすごみ	一時的に多量排出する等の燃やすごみ	諏訪湖周クリーンセンター
	じゅうたん、布団、たんすなどで指定袋に入らない大きなもの (金属類・ガラスなどは取り除く)	諏訪湖周クリーンセンター 市が委託する民間施設 [大型可燃物常設ステーション]
資 源 物	剪定木・剪定枝、草類	剪定木等リサイクル施設
	紙類 新聞、雑誌・書籍、ダンボール、紙パック、 その他の紙	市が委託する民間施設 [資源物常設ステーション]
	プラスチック類 発泡スチロール・発泡スチロール製トレイ ペットボトル その他のプラスチック	
	缶類	
	ビン類 無色のビン、茶色のビン、その他の色のビン	
	金属類	
	大型不燃物 石油ストーブなど	
	ガラス屑・陶磁器屑	
	古着	
	蛍光管・電球	
	乾電池	

④家電リサイクル法対象製品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）

家電リサイクル法対象製品については、次のいずれかにより処理をする。

- ア) 購入店または買い替えをする販売店に引き取りを依頼する。
- イ) リサイクル券取り扱い業者または指定引取場所へ直接持ち込む。

⑤パソコン

廃パソコンについては、排出者自らが協力事業者であるリネットジャパン(株)の宅配業者による回収を利用するか、メーカーまたはパソコン3R推進協会に回収を依頼する。

⑥消火器

消火器については、排出者自らが(社)日本消火器工業会の販売代理店(特定窓口)である事業所へ直接持込む。

⑦オートバイ

オートバイについては、排出者自らが廃棄二輪車取扱店または指定取引場所に直接持込む。

⑧在宅医療廃棄物

一般家庭における在宅医療廃棄物については、次のとおりとする。

ア) 血液や汚物が付着した紙くず、繊維くず、蓄尿バッグなどのプラスチック等で、可燃性の廃棄物については、できる限り血液や汚物を取り除き、他にふれることがない、或いは飛散することのないようにしたうえで、燃やすごみとして排出する。

イ) 注射針等の鋭利な物については、医療関係機関に相談のうえ処理することを原則とする。

⑨動物の死体

動物(犬・猫・鳥等)の死体については、諏訪湖周クリーンセンターへ直接持込む。

⑩処理困難物

様々な素材が混在し、分解が必要となるものや、農薬などの処理困難物は、排出者自らが専門処理業者に処理を依頼する。

区 分	種 類 ・ 品 目 (一例)
処理困難物	タイヤ、ホイール、バッテリー、農機具、スプリング入りベッド、ソファ、毒物・劇薬・農薬などの危険物、塗料・油類、建築廃材(木材、樹脂性波板、トタン、塩ビ管)、農業用ビニール・マルチ・廃プラ、スキー板、スノーボード、エレクトーン、コンクリート、畳、網戸、チャイルドシート、電気毛布など

(2) 事業系ごみ

①燃やすごみ

燃やすごみについては、次のいずれかにより処理する。

ア) 再生利用等により減量に努めるなど、適正な自己処理を図る。

イ) 諏訪湖周クリーンセンターに自己搬入する(10kgあたり160円)。

ウ) 排出者自らが、市が許可する一般廃棄物収集運搬業者に処理施設への運搬を委託する。

エ) 市が許可する一般廃棄物収集運搬業者へ自己搬入する。

②資源化可能な紙類

資源化可能な紙類については、次のいずれかにより処理する。

- ア) 再利用等により減量に努めるなど、適正な自己処理を図る。
- イ) 再生処理業者に自己搬入する。
- ウ) 市が受入を委託する林金属工業㈱に自己搬入する。
- エ) 排出者自らが、市が許可する一般廃棄物収集運搬業者に処理施設への運搬を委託する。
- オ) 市が許可する一般廃棄物収集運搬業者へ自己搬入する。

③その他のごみ

その他のごみについては、次のいずれかにより処理する。

- ア) 再生利用等により減量に努めるなど、適正な自己処理を図る。
- イ) 再生処理業者に自己搬入する。
- ウ) 排出者自らが、市が許可する一般廃棄物収集運搬業者に処理施設への運搬を委託する。
- エ) 市が許可する一般廃棄物収集運搬業者へ自己搬入する。

(3) その他のごみ

地域住民の清掃活動等によるごみは、家庭ごみの定期収集に掲げる区分ごとに分別の上、各地区の収集日にそれぞれ排出することとする。また、収集日まで保管できない場合などは、排出者が直接処理施設へ持込むものとする。

(4) 他市町村業者への処理委託

諏訪市内から排出された一般廃棄物を他市町村にある業者へ処理委託をする場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの規定に基づき、搬入市町村との調和を図るため、協議及び通知をする。

(5) 一般廃棄物処理業の許可方針

①一般廃棄物収集運搬業

一般廃棄物の収集運搬については、現在許可している業者等の処理能力において十分な処理が可能であることから、一般廃棄物収集運搬業の新規の許可については、令和2年度から原則として申請を受付けていない。ただし、次の場合は許可を行う。

- ア) 市外で収集したごみを市内の処理施設や処理業者に運搬する等、市内において収集を行わない業者の申請
- イ) 許可更新申請を失念していた等の理由に基づき、許可期限の満了までに許可更新しなかった業者の申請
- ウ) 既存個人許可業者が法人化する場合、又は、既存法人許可業者が合併する場合の申請
- エ) 諏訪市のごみ減量化推進にあたり、特に必要と認められる場合の申請

②一般廃棄物処分業

令和2年度から原則として新規の申請は受付けていない。ただし、適正処理することが確実であり、かつ、諏訪市内の既存処理施設において処理が困難である廃棄物を取扱う場合には、許可を行う。

③許可方針の見直し

許可方針については毎年度策定する諏訪市一般廃棄物処理実施計画の策定時に検討し状況に応じて見直すこととする。

7 中間処理計画

(1) 燃やすごみ

諏訪湖周クリーンセンターにて焼却処理する。

【諏訪湖周クリーンセンターの施設概要】

所在地：岡谷市字内山4769番14

処理能力：110 t / 24 h (55 t / 24 h × 2 炉)

焼却炉：ストーカ式

平成28年12月1日稼働

(2) 資源物等

区 分	売却先・中間処理施設	備 考
新聞	市委託民間処理施設	市が指定する業者で資源化
雑誌・書籍		
ダンボール		
紙パック		
その他の紙		
ペットボトル		
発泡スチロール・ 発泡スチロール製トレー		
その他のプラスチック		
缶類		
ビン類		
金属類		
古着		
ガラス屑・陶磁器屑		市が指定する最終処理業者で資源化及び埋め立て
蛍光管・電球		市が指定する業者で資源化
乾電池		
生ごみ		
廃食油	市剪定木等リサイクル施設	市の直営施設において資源化 市が指定する業者で資源化
剪定木・剪定枝、(割りばし)		
草類	インクカートリッジ里帰りプロジェクトにより資源化	
インクカートリッジ		

※市が委託する一般廃棄物中間処理業者及び最終処理業者は、別表を参照

8 処理施設の整備

(1) リサイクル施設

剪定木等リサイクル施設の適正な維持管理。

(2) 埋立処分地

大曲最終処分場への埋立計画期間（平成28年度）後の安定した管理。

別表

市が委託する一般廃棄物収集運搬業者

業 者 名	代表者名	住 所	対象となる廃棄物の種類
林金属工業(株)	林 斗志幸	諏訪市小和田南9番14号	燃やすごみ（上諏訪地区）
(株)アイ・コーポレーション	花岡 毅	岡谷市川岸東一丁目4番23号	燃やすごみ（旧村部地区）、不燃資源物
(株)南信美装	河西 健幸	諏訪市大字湖南3122番地1	可燃資源物、公共施設生ごみ、動物死体収集処理
(株)トリオエンタープライズ	津村 朋信	下諏訪町東町中652-4	草類収集運搬・処理 剪定木・枝収集運搬
(株)信州タケエイ	雨宮 栄城	諏訪市大字上諏訪 字舟渡川西1749番地	燃やすごみ（霧ヶ峰地区）、 大型可燃物

市が委託する一般廃棄物中間処理業者

業 者 名	代表者名	住 所	対象となる廃棄物の種類
林金属工業(株)	林 斗志幸	諏訪市小和田南9番14号	蛍光管・電球・金属類
(株)南信美装	河西 健幸	諏訪市大字湖南3122番地1	プラスチック類（発泡スチロール・発泡スチロール製トレイ、その他のプラスチック）、古着、ビン類
(株)シーピーアール	鷲見 善彦	飯山市大字寿50	プラスチック類 （リサイクル可能なその他のプラスチック）
(株)ミダック	加藤 恵子	静岡県浜松市中央区有玉南町2163番地	発泡スチロール・発泡スチロール製トレイ、その他のプラスチック
(株)信州タケエイ	雨宮 栄城	諏訪市大字上諏訪 字舟渡川西1749番地	ガラス屑・陶磁器屑、 大型可燃物、乾電池、水銀等使用製品
(株)那須屋興産	池上 幸平	長野県伊那市西町6612番地2	乾電池、水銀等使用製品

市が委託する一般廃棄物最終処理業者

業 者 名	代表者名	住 所	対象となる廃棄物の種類
(株)ヤマゼン	山崎 公信	三重県伊賀市治田字シデノ木2441番地の1	ガラス屑・陶磁器屑
(株)みのり建設	宮坂 典利	富士見町富士見11693番地7	草類、生ごみ
和限	中村 義幸	下諏訪町社214番7	草類（ヒシ）
野村興産(株)	藤原 悌	東京都中央区日本橋堀留二丁目1番3号	乾電池、水銀等使用製品

Ⅱ 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理計画

(1) 生活排水処理に関する基本方針

諏訪湖流域関連公共下水道による生活排水処理を基本とする。

ただし、下水道未整備地域を対象として、合併処理浄化槽による生活排水処理も並行して行う。

また、下水道計画のない農業振興地域内小集落等についても、合併処理浄化槽による処理を行う。

(2) 計画人口

①下水道計画人口	49,222
②浄化槽計画人口	203

(3) 生活排水対策に係る普及・啓発

- ①下水道接続及び合併処理浄化槽設置の普及促進
- ②環境イベント開催時に生活排水の浄化啓発を実施

2 し尿・汚泥処理計画

下水道未接続世帯等からのし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等については、排出者自らが民間業者に依頼し、諏訪市・茅野市衛生施設組合し尿等前処理施設にて処理するものとする。

なお、収集料金については、事業の公共性を考慮し収集業者と市が協議のうえ定めた額により収集を実施する。

区 分	し 尿	浄化槽汚泥
計画収集量	1,376kl	393kl
収集体制	民間業者2社が収集運搬	民間業者2社が収集運搬
業者及び 担当地区	・(株)津村商事 ・(株)トリオエンタープライズ いずれも市内全域	・(株)津村商事 ・(株)トリオエンタープライズ いずれも市内全域
最終処分	諏訪市・茅野市衛生施設組合し尿等前処理施設にて処理後、公共下水道投入	